

□ 平成 20 年の地震災害に伴う緊急 消防援助隊の活動状況について

消防庁応急対策室

1 はじめに

緊急消防援助隊は、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害や特殊災害が発生した際に、全国規模の消防応援を迅速に行い、被害の軽減を図るために、同年 6 月、「緊急消防援助隊要綱」により創設された部隊である。

その後、首都直下地震や東海地震等の切迫性や NBC テロ災害の危険性の高まりが指摘され、平成 15 年には消防組織法の改正により、平成 16 年 4 月から法律に基づく部隊としての位置付けが行われた。

法制化以降、緊急消防援助隊は、複数の豪雨災害や新潟県中越地震、JR 西日本福知山線列車事故に出動し、地元消防機関等との密接な連携により、昼夜を分かたない献身的な活動が被災地域の住民に大きな安心感を与えるなど、社会的にも高く評価されているところである。

また、登録部隊数も平成 20 年 10 月現在で 3,961 隊となるなど、その体制も着実に強化されてきており、全国訓練や毎年開催されている地域ブロック合同訓練等を通じ、部隊間の連携強化、部隊活動の効率化が図

られてきた。

今年に入ってから、最大震度 6 強を記録した平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震と 2 つの地震災害に出動した。

その 2 つの地震災害における緊急消防援助隊の活動状況等については、次のとおりである。

2 平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震に 緊急消防援助隊活動状況

(1) 概要

平成 20 年 6 月 14 日(土)午前 8 時 43 分頃、岩手県内陸南部においてマグニチュード 7.2 の地震が発生し、大きな被害が発生した。

岩手県知事及び宮城県知事からの応援要請を受け、直ちに 17 都道府県に対し緊急消防援助隊の出動を求め、211 隊 1,025 名が出動し、相互に連携した救援活動が行われた。

緊急消防援助隊については、平成 16 年新潟県中越地震に次ぐ人員規模の出動となり、消防庁からも緊急消防援助隊調整

本部※要員を含め、16名の職員を岩手県・宮城県に派遣した。（※ 現在の消防応援活動調整本部以下「調整本部」という。）

強を記録した岩手県奥州市を被害の中心と予測して行動を起こし、その後の被害情報等を鑑み、適宜修正するという方針のもと、17都道県に対して出動を要請した。

(2) 緊急消防援助隊の出動状況

消防庁では、震源地周辺に被害が多いという過去の教訓に基づき、震源付近で震度6

当初、震源地の岩手県に向かわせた部隊を宮城県の被害情報を受け、消防庁と調整本部等が連携し、災害時には初となる緊急

派遣先 (応援要請時間)	岩手県 (14日9時23分)	宮城県 (14日11時38分)
出動都道県	【9都道県】 北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県	【12都県】 宮城県（指揮支援隊）、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、山梨県

※秋田県、福島県、新潟県及び東京都は双方の県に出動しているため、両県合計は重複を除く17都道県

(緊急消防援助隊出動隊一覧)

応援都道府県	航空部隊	指揮支援隊	都道府県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援隊	部隊数	出動人員計
北海道	1	1						2	22
青森県	1		1	10	2	3	16	33	121
宮城県		2						2	40
秋田県	1		2	9	3	10	15	40	143
山形県	1		1	14	5	7	8	36	183
福島県	1		2	10	5	5	15	38	173
茨城県	1						1	2	7
栃木県	1							1	5
群馬県	1							1	9
埼玉県	1		1		1		3	6	46
千葉県		1			1		2	4	33
東京都	1	1	1		6		2	11	95
神奈川県	2	2					1	5	21
新潟県	1		1	5	4	8	8	27	107
富山県	1							1	7
石川県	1							1	5
山梨県	1							1	8
総計	16	7	9	48	27	33	71	211	1,025

(部隊移動等)

到着前の応援先変更	【14日14時15分】 山形県隊の応援先変更（岩手県→宮城県栗原市） 【14日17時30分】 千葉県隊及び埼玉県隊の応援先変更（岩手県→宮城県栗原市）
到着後の応援先変更 （部隊移動）	【15日10時10分】 秋田県隊及び東京都隊の応援先変更（岩手県奥州市→宮城県栗原市） 【15日13時21分】 福島県隊の応援先変更（岩手県一関市→宮城県栗原市）

消防援助隊動態情報システムを本格運用し、応援先の変更を行った。

(3) 緊急消防援助隊の活動状況等

被災地においては、各地で道路が寸断し陸上部隊の活動範囲に限られるなか、消防防災ヘリコプターの機動力を十分活かすため、消防庁として積極的な調整を行った。

発災後迅速に多数の航空部隊を投入し、関係機関と密接に連携して、道路寸断により孤立した住民などの情報収集活動、孤立した住民の救助活動、救助隊員の投入による救助活動、物資及び消防隊員の搬送活動などを迅速かつ的確に実施した。

15日には岩手県から奥州市・一関市は市街地部分には被害なしとの連絡を受け、また、宮城県からの応援要請があったことから、消防庁は、岩手県奥州市にて活動中の秋

田県隊、東京都隊（ヘリを含む）及び東京消防庁指揮支援隊の宮城県栗原市への出動（移動）を要請した。さらに、宮城県内の体制強化のため福島県隊（地理的に宮城県に近い）に移動を要請した。

各地で道路が寸断されているため、航空部隊を中心に、岩手県奥州市、一関市及び宮城県栗原市において、陸上部隊及び県内消防機関等と連携しながら情報収集活動、救急・救助活動などを行い、156名を救出した。（主に航空部隊の活動によるもの149名、主に陸上部隊の活動によるもの7名、※地元消防機関等と協力して行ったものを含む）

(4) 教訓等

消防庁として、さらなる緊急消防援助隊の連携向上と迅速で的確な出動体制の確立に努めることを目的に、実際に受援された

(緊急消防援助隊による主な救助活動)

部隊	活動場所	活動内容
航空部隊	14日岩手県奥州市	石淵ダム付近にてバス転落災害の乗客3名を救出
	14日岩手県一関市	祭時（マツルベ）にて孤立者53名を救出
	14日宮城県栗原市	岩鏡平（イワカガミダイラ）にて孤立者33名を救出
陸上部隊	14日～18日宮城県栗原市	駒ノ湯（コマノユ）土石流現場にて5名救出（死亡確認）
	14日～18日宮城県栗原市	花山本沢水無（ハナヤマホンサワミズナシ）土砂災害現場にて2名救出（死亡確認）

機関の代表者と応援のため出動した消防機関の代表の方を招き、意見交換会を開催した。

特に意見交換会では、受援側、応援側ともに緊急消防援助隊動態情報システムの有効性について高い評価がなされた。消防庁としても当該システムの有効性を実証できたと考える。また、昨年度、緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練の開催地であった岩手県の一関市消防本部からは、地域ブロック合同訓練を経験したことによって、受援消防本部として、円滑な応援部隊の受け入れができた旨の発言があった。訓練の成果が実災害に発揮された事例である。

この地震災害では、多数の航空部隊を投入し、空と陸の連携による有効な救助活動が最大限に発揮されたが、その反面、被災県防災航空隊は緊急消防援助隊内の調整、調整本部内の調整、災害対策本部内の調整と各機関の航空機の統制など多岐にわたり、その対応に苦慮したということだった。被災地航空隊をバックアップするための人員確保が必要であろう。

また、山間部では無線や携帯電話が使用できなかったため、衛星携帯電話が有効な通信手段だったが、今後は、通信機器を所有する部隊を派遣するなど、通信手段を確保する必要がある。

長期間にわたる活動で、後方支援部隊がいかに重要な部隊であるかが再認識されたところだが、活動部隊は作業強度の違いはあれど、目安となる隊員交代の時期について、緊急消防援助隊、調整本部、後方支援本部、消防庁などが互いに調整のうえ、早めを示す必要がある。

以上のように、意見交換会では受援側の県、防災航空隊や消防本部、緊急消防援助隊として出動した指揮支援隊・都道府県隊・航空部隊からの建設的な意見をもとに、議論を尽くした。このように、実災害での経験をもとに議論を重ね、それぞれの立場で改善し、互いの認識をひとつにしていくなど、緊急消防援助隊にフィードバックすることが、体制の充実強化へ向けた最善の取り組みだと考える。

3 平成 20 年岩手県沿岸北部を震源とする地震における緊急消防援助隊活動状況

(1) 概要

平成 20 年 7 月 24 日(木)0 時 26 分頃に岩手県沿岸北部においてマグニチュード 6.8 の地震が発生した。消防庁では、地震発生と同時に消防庁長官を本部長とする「消防庁災害対策本部」を設置、全職員が参集し被害状況等の情報収集活動を開始した。岩手県知事から応援要請を受け、最終的に 8 都県に対して出動を要請した。また、消防庁からも調整本部要員を含め、4 名の職員を岩手県及び仙台ヘリポートに派遣した。

あわせて岩手県等と緊急消防援助隊の受入れ体制等について調整した。

(2) 緊急消防援助隊の出動状況

消防防災ヘリコプターについては 0 時 26 分に迅速出動を行うが、(指揮支援部隊長、情報収集航空部隊)夜間かつ悪天候のため、仙台ヘリポート等を進出拠点とし、気象状況調査及び災害対応準備にあたった。

(緊急消防援助隊出動隊一覧)

応援都道府県	航空部隊	指揮支援隊	都道府県指揮隊	消防部隊	救助部隊	救急部隊	その他特殊部隊等	後方支援隊	部隊数計	出動人員計
宮城県		2						1	3	11
秋田県			3	10	3			13	29	104
山形県			2	12	4	7		6	31	127
福島県	1		2	7	4	3	1	12	30	111
茨城県	1							1	2	8
栃木県	1								1	7
埼玉県	1								1	6
東京都	1	1							2	5
総計	5	3	7	29	11	10	1	33	99	379

0時53分には、岩手県知事から応援要請があったが、夜間のため震央付近の被災状況が不明であったことから盛岡市を進出拠点とし、早朝からの活動に向け、指揮支援・災害対応準備を行った。(仙台市指揮支援隊は久慈地区広域行政事務組合消防本部に先行調査)

(3) 緊急消防援助隊の活動状況等

- ・ 指揮支援部長が岩手県調整本部にて指揮支援
- ・ 指揮支援隊が久慈地区広域行政事務組合消防本部にて指揮支援
- ・ 消防庁職員4名を岩手県調整本部及び仙台ヘリポートに派遣
- ・ 陸上部隊は出動途上に情報収集を行い、盛岡市内にて災害対応に備えた。
- ・ 航空部隊は悪天候のため仙台ヘリポート等にて、災害対応に備えた。

(4) 教訓等

平成7年6月に緊急消防援助隊が創設されてから22回目の出動となった。前回の「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」から1か月程度での地震災害であり、地震に見舞われた地域住民の不安は相当なものであったと思慮される。そのような中で、震度6弱(発災当時は震度6強と発表)を記録したにもかかわらず、結果的に救助が必要な被害は少なかったところであったが、地元消防機関の早急な活動・緊急消防援助隊の迅速な出動により、住民に与えた安心感は計り知れないものがあつた。

この地震における特徴としては、発災が真夜中だったことから、初動時にはほとんど情報が入手できなかったこと、また、気象不良により消防防災ヘリコプターが飛行できない状態が日中まで及んだことから、全域の被害の全貌を把握するのに時間を要したことが挙げられる。

そのため、調整本部では、各消防防災関係機関と情報共有の徹底を図るという方針の

もと、早朝から行われた各機関の情報収集活動の結果について、プロジェクター等を活用するなど、情報の共有化を図り、地震被害の全容の把握に努めた。

また、前回の教訓を生かし、被災地が岩手県久慈市、宮古市と地理的に広範囲であるため、進出拠点を分岐路となる盛岡市に指定するなど、部隊の活用に工夫が見られた。今後、発生が危惧される宮城沖地震において、岩手県での進出拠点の決定に際しては、その判断材料として当該事案が参考になると思われる。

4 終わりに

被災地の都道府県知事が緊急消防援助隊を要請するにあたっては、被災地消防本部等関係機関から様々な被害情報を収集して、その要否を決定することになるが、特に地震における被害は広域的に発生し、また、気象条件等により消防防災ヘリコプターの機動性を活かした情報収集が出来ない場合など、被害情報の収集及びその集約には時間を要し、結果として緊急消防援助隊の派遣に遅滞を招きかねないことになる。

そのため、一定規模以上の地震が発生した場合には、被災都道府県は最悪の事態を想定し、緊急消防援助隊の応援要請を逡巡することのないようお願いするところであるが、消防庁としても、緊急消防援助二助隊の運用面を強化するため、一定震度以上の大規模地震等が発生した場合に、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して消火・救助・救急活動等の人命救助活動を一層効果的に

行うことを目的として、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱(平成20年7月1日付け消防応第104号)」を策定したところである。

また、機動性の向上を図るため、平成20年8月に消防組織法を改正して部隊移動に係る規定などを整備したところである。これにより、都道府県の役割が増大することにかんがみ、調整本部の設置や関係機関との連携など実戦的な訓練を行うなど、指揮・連携能力の向上へ消防庁としても積極的に支援していくことが重要だと考えている。

そして、今年に入って2度の緊急消防援助隊の出動によって得た課題は、活動が長期間に亘ることを想定した燃料補給体制など後方支援体制の充実、被害状況や消防部隊の活動状況等の映像情報の早期収集体制の充実(可搬型ヘリテレ受信機、可搬型衛星地球局)、ヘリコプターの夜間運行体制の充実などであると認識している。

消防に対する国民の信頼が益々大きくなっている中、国民の負託に応えるには、万全の体制で災害に臨むことが我々消防機関の責務であると考えている。

消防庁では、引き続き「現場の声」を反映しながら、一層効果的な運用となるよう緊急消防援助隊のよりの確で迅速な出動及び活動が行える体制の成熟に努めていく所存でありますので、今後とも、消防防災関係機関の皆様のご理解とご協力をお願い致します。